

平成 18 年 5 月 25 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 平 和
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 橋 保 彦
(コード番号 6412 東証第一部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 坂 本 浩 之
(t e l . 0 3 - 5 7 7 0 - 8 2 1 1)

定款の変更に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 25 日の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 38 回定時株主総会において、下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 平成 18 年 5 月 1 日の「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)施行に伴い以下の通り変更するものであります。

第 4 条：会社の機関として、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置くことを定めるものであります。

第 5 条：公告閲覧の利便性の向上及び費用の節減のため、公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

第 7 条：株券を発行する旨を定めるものであります。

第 10 条：単元未満株式の管理の効率化を図るため、その取扱いを定めるものであります。

第 11 条：名義書換代理人が株主名簿管理人と名称変更されたため、これを置くことを定めるものであります。

第 14 条：株主総会の開催場所を群馬県に定めるものであります。

第 15 条：定時株主総会の基準日を定めるものであります。

第 17 条：株主総会参考書類等の記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能にする旨を定めるものであります。

第 19 条：代理人による議決権の行使について、代理人の数を定めるものではありません。

第 28 条及び第 36 条：取締役及び監査役の報酬等の位置付け及び決定方法を定めるものであります。

第 29 条及び第 37 条：取締役及び監査役の職務執行における填補責任の範囲を明確化するため、法令で定められた職務執行の対価として受け又は受けるべき財産上の利益の 1 年当たりの額（以下、「職務執行の対価及び財産上の利益」という。）の代表取締役は 6 年分、代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）は 4 年分、監査役は 2 年分を、責任を負う額から控除して得た額を限度として、取締役会の決議によって、責任を免除することができる旨を定めるものであります。また、独立性の高い優秀な人材を確保するため、社外取締役及び社外監査役との間で、職務執行の対価及び財産上の利益の 2 年分の範囲内に責任を限定する契約を締結することができる旨を定めるものであります。なお、変更案第 29 条につきましては、監査役会の全員一致による同意並びに監査役会の決議を得ております。

第 39 条：毎年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当の基準日を定めるとともに、それ以外の日を基準日とする剰余金の配当が可能である旨を定めるものであります。

株主総会、取締役会及び監査役会の議事録は、法令に基づき作成するため、現行の第 15 条、第 23 条及び第 32 条を削除するものであります。

監査役会の決議は、法令に基づき行うため、現行の第 31 条を削除するものであります。

「会社法」の施行に伴う条文用語などの形式的な変更を行うとともに表現の変更及び構成の整理等を行うものであります。

- (2) 第 23 条：新たに役付取締役に取締役相談役を定めるものであります。
- (3) 第 41 条：株主の皆様の利便性の向上を図るため、配当金の除斥期間を 3 年から 5 年に延長するものであります。なお、当該変更に伴う配当金の支払につきましては、第 38 期利益配当金からの適用となります。
- (4) その他、条数の変更及び字句の修正等所要の変更を行い、定款を整備するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1.</u> 各種遊技機械の開発、製造、販売</p> <p><u>2.</u> 建築工事、電気工事、管工事、内装仕上工事、機械器具設置工事の請負、設計施工管理</p> <p><u>3.</u> 各種娯楽用具の開発、製造、販売</p> <p><u>4.</u> 音声、映像、コンピュータのソフトウェアの企画、制作、販売</p> <p><u>5.</u> 情報提供、情報収集、情報分析サービス業</p> <p><u>6.</u> 不動産の管理、賃貸、売買</p> <p><u>7.</u> 取引会社等への融資業務</p> <p><u>8.</u> 前各号に附帯する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1)</u> 各種遊技機械の開発、製造、販売</p> <p><u>(2)</u> 建築工事、電気工事、管工事、内装仕上工事、機械器具設置工事の請負、設計施工管理</p> <p><u>(3)</u> 各種娯楽用具の開発、製造、販売</p> <p><u>(4)</u> 音声、映像、コンピュータのソフトウェアの企画、制作、販売</p> <p><u>(5)</u> 情報提供、情報収集、情報分析サービス業</p> <p><u>(6)</u> 不動産の管理、賃貸、売買</p> <p><u>(7)</u> 取引会社等への融資業務</p> <p><u>(8)</u> 前各号に附帯する一切の事業</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を桐生市に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を群馬県桐生市に置く。</p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>東京都内において発行される日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、228,903,400株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、228,903,400株とする。</p>
<p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、<u>次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、单元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、单元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時、招集する。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(開催場所)</p> <p>第14条 当社は、群馬県で株主総会を開催する。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役会の決議に基づいて、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議</u>は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議</u>は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第15条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>第16条 【記載省略】</p>	<p>第20条 【現行どおり】</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は<u>任期の満了前に退任した</u>取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>する</u>時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、</u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、</u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、<u>取締役相談</u>役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p>
<p>第20条 【記載省略】</p>	<p>第24条 【現行どおり】</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。</p>
<p>第22条 【記載省略】</p>	<p>第26条 【現行どおり】</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>【削除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 【記載省略】</p> <p>(報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第27条 【現行どおり】</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第26条 【記載省略】</p> <p>(選任方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>第30条 【現行どおり】</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p>	<p>(任期) 第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結</u>の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役</u>の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p>
<p>(常勤の監査役) 第29条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役</u>を定める。</p>	<p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する</u>。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数で行う</u>。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(監査役会の議事録) 第32条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、<u>これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う</u>。</p>	<p>【削除】</p>
<p>第33条 【記載省略】</p>	<p>第35条 【現行どおり】</p>
<p>(報酬) 第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p style="text-align: center;">(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(営業年度及び決算期)</p> <p>第35条 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎年3月31日を決算期とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(事業年度)</p> <p>第38条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(利益配当金)</p> <p>第36条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p style="text-align: center;">(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満<u>3</u>年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満<u>5</u>年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>